

これは、令和5年11月22日付け議長名で市長に提出した報告内容です。

安曇野市議会議員報酬等について

安曇野市議会議員の報酬額については、「安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例」に規定されております。市ではこの額の改定等について、安曇野市特別職報酬等審議会の判断を尊重するとし、今年度において4年ぶりに当審議会に対して、市三役をはじめ市議会議員の報酬等の改定が必要か諮問を行ったと承知しております。

市議会としても、審議会の協議内容や検討結果（答申）については、極めて重くとらえ尊重させていただくものであります。ただ改定等が必要か検討されるこの時期に、市議会議員自らが、社会生活や議員活動の原資となる議員報酬、また政務活動費について、率直に現状と課題を捉えなおす機会も必要と捉えております。このたびの全員協議会において、各議員の考えを聞き、その結果について以下のとおり報告いたします。

1 議員報酬額について

物価高による実質賃金の目減りなど厳しい市民生活を考慮すると、報酬の増額などを求めることはできないとの意見も一部にはありましたが、概ねの議員の意見は、「近隣市や市勢が類似する県内他市の例等を参考に、類似市と同等の金額が妥当と思われるので、そのような金額までの増額を希望する」というものでした。特に、若い議員を中心に、結婚や子育て、教育など基本的な社会生活が担保された上で、議員活動にさらに集中できる議員報酬を望む意見が多くありました。

ただし、議員報酬が増額となる場合であっても、「市民の理解を得た上で実施されるべき」、「市民への説明責任を果たしたうえで」との考えを附帯する議員がほとんどで、今後議会として責任ある取り組みをすることを確認しました。

また、報酬が増額される場合の実施時期については、「審議会の答申に従う」という意見もあった一方で、「なるべく早めに」「2年後の次回選挙後」「市民の理解がなされる時期」等の意見もありました。

2 政務活動費について

平成27年から塩尻市で採用されている「政務活動費は議員報酬に含める」という方式に賛成する意見も三分の一ほどありましたが、議員活動の質を高める政務活動費の主旨を認識し、活用することが重要とし、政務活動費は「議員報酬とは分けて交付いただきたい」とする意見が多数を占めました。

なお、政務活動費の額については、現行どおりでとする意見がほとんどでした。